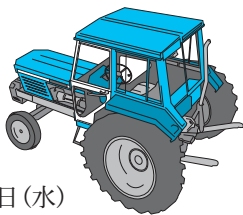


農業用機械軽油引取税免税手続き

問い合わせ先 菊池地域振興局 税務課課税係 ☎0968-25-4124

農業用機械に使用する軽油の免税には、「免税軽油使用者証」（2年ごとに更新）と「免税証」（1年ごとに更新）が必要です。軽油引取税の免税を希望する人は必ず次により交付申請をしてください。



- **受付日**
単独で申請する人→
平成20年1月15日(火)～16日(水)
共同で申請する人→
平成20年1月17日(木)～18日(金)
- **受付時間**
午前9時～午後4時(正午から午後1時までを除く。)
- **受付場所**
熊本県菊池総合庁舎1階 第4会議室
- **必要書類**

免税軽油使用者証の有効期限	軽油引取税の免税手続きに必要な書類
(新規)	①、②、④～⑧、⑭ (④⑤⑥⑦は事前に準備すること)
平成20年2月29日まで	①～⑭ (③～⑦、⑨～⑭は事前に準備すること)
平成21年2月28日まで	⑧～⑭ (事前に準備すること)

(免税軽油使用者証関係)

- ①免税軽油使用者証交付申請書 ②誓約書
- ③免税軽油使用者証 ④耕作証明書(農業委員会発行)
- ⑤免税機械の所有・使用証明(市町税務課発行)
- ⑥免税機械の写真(1台につき、前・後・横から合計3枚撮影)
- ⑦印鑑(法人は登記所に提出済の代表者印、個人は認印で可)

(免税証関係)

- ⑧免税証交付申請書 ⑨免税軽油の引取り等に係る報告書
- ⑩免税証交付申請書付表1 ⑪免税証交付申請書付表2
- ⑫免税軽油所要数量計算明細書 ⑬未使用の免税証

(本人確認書類)

- ⑭申請者本人を確認する書面(運転免許証等)

● 注意事項

- ①新規申請の場合、必ず本人または法人代表者が来局すること。
- ②必要書類にはペンで記入すること。鉛筆書きは認めない。
- ③免税証交付申請書付表2には販売店証明印があることを確認すること。
- ④新規申請の場合、「耕作予定表」を作成するので、「作物名」「作付面積」「機械の名称と馬力」を把握しておくこと。
- ⑤受付日当日都合が悪い場合は、担当者まで連絡すること。

この法律は、配偶者からの暴力(DV)に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止および被害者の保護を図ることを目的として平成13年に制定されました。

配偶者暴力防止法が平成20年1月11日から変わります

改正の主な内容

- 1 裁判所は被害者の申し立てにより、被害者への接近禁止命令と併せて、被害者に対する次に掲げるいずれの行為も禁止する命令を発令できるようになります。
- ①面会の要求
- ②行動の監視に関する事項を告げること等
- ③著しく粗野・乱暴な言動
- ④無言電話、連続しての電話・ファクシミリ・電子メール(緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑤夜間(午後10時～午前6時)の電話・ファクシミリ・電子メール(緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑥汚物・動物の死体等の著しく不快または嫌悪の情を催させる物の送付等
- ⑦名誉を害する事項を告げること等
- ⑧性的羞恥心を害する事項を告げること等又は性的羞恥心を害する文書・図画の送付等

- 2 裁判所は被害者の申し立てにより、被害者への接近禁止命令と併せて、被害者の親族等への接近禁止命令を発令できるようになります。
- 3 市町村はDV対策に関する基本計画を策定するよう努力義務が定められました。

● 問い合わせ先

合志市子育て支援課(西合志庁舎)
相談窓口 ☎242-1240
熊本県男女共同参画・パートナーシップ推進課
☎333-2287
内閣府では配偶者からの暴力被害者支援情報サイトを開設しています。
(<http://www.gender.go.jp/e-vaw/index.htm>)



記帳に基づいて正しい申告を
商売などをしてしている人が、自分の所得を正しく計算するためには、毎日の取引をきちんと記帳し、保存しておく必要があります。
また、毎日の取引を正しく記帳しておけば、経営内容も正確に把握でき、事業の発展に役立てることもできます。
なお、青色申告者で正規の簿記の原則(一般的には複式簿記)に従って記帳し、その記帳に基づいて作成した貸借対照表を損益計算書とともに期限内提出の確定申告書に添付する場合には、所得の計算上有利な青色申告特別控除(最高65万円)制度の適用が受けられます。



所得税の申告の中に「青色申告」という制度があるのをご存じでしょうか。これは、事業所得や不動産所得または山林所得のある人が一定の帳簿に毎日の取引を記録し、その記録に基づいて申告すれば、所得や税額の面でいろいろ有利な取扱いが受けられるという制度です。
節税につながることはもちろん、帳簿を付けることにより、経営の合理化にも大変役立ちます。
まだ、この制度を利用していない人には、ぜひお勧めします。
開始の手続は、青色申告を始めようとする年の3月15日まで(その年の1月16日以後新たに開業した人は、開業の日から2カ月以内)に「青色申告承認申請書」を所轄の税務署へ提出していただくだけで結構です。
詳細については、最寄りの税務署や税務相談室にお気軽にお尋ねください。

菊池税務署
☎0968(25)2121
税務相談室
☎(355)0014

バイオを語る 夜語りサロン「合志の明日」

10月26日、市役所西合志庁舎で夜語りサロン「合志の明日」が開かれました。

このサロンは、市民・行政が企業や研究者と情報交換しながら交流することで、バイオ分野での新たな共同開発・研究に生かしているというものです。

1回目のサロンは、講師に九州東海大学農学部荒木教授を迎え、農学部の紹介と概要についてわかりやすいお話がありました。

参加者は、メモを取りながら熱心に話しを聞き、その後活発に意見を交わしていました。

サロンは、今後もテーマを変えながら定期的に開催される予定です。企業・研究者から毎回興味深いお話を聞くことができます。また、身近なテーマについて、ざっくばらんに意見交換しながら交流を図ります。この機会にぜひ参加してみませんか。

たくさんの皆さんの参加をお待ちしています。

第2回夜語りサロン「合志の明日」開催決定!

- と き 12月20日(木)
- と ころ 市役所西合志庁舎3階旧議員控室
- テマ 「食の安全性…BS問題遺伝子組換え食品問題を考える」
- 講 師 九州東海大学農学部バイオサイエンス学科 荒木朋洋教授

- 問い合わせ先
企画財政課 政策企画班(合志庁舎)
☎248-1813



熊本国税局・税務署

ご存じですか e-Tax!

「国税電子申告・納税システム(e-Tax)」を利用することにより、国税に関する各種手続が、自宅や事務所にいながらにしてインターネット等で行なうことができます。

手続の詳細や質問は e-Taxホームページへ

e-Taxホームページ
(<http://www.e-tax.nta.go.jp>)
利用事例や体験版をまとめたe-Tax特集はこちら
(<http://www.nta.go.jp/e-tax/O1.htm>)

※メールや電話での質問も受け付けています。
詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。

